

## 再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）				
地区名	おおい 大井地区				
事業箇所	おおいちょう 愛西市大井町				
事業のあらまし	<p>本事業の対象地域は、愛西市の南東部に位置する 60.3ha の水田を中心とした農業地域である。本地域の用水路は、1976 年に団体営木曾川用水関連土地改良事業によりパイプライン化され、経済性に優れた石綿セメント管が多く用いられた。</p> <p>しかしながら、整備後この石綿セメント管に含まれる石綿（アスベスト）をばく露した際、健康被害を引き起こす恐れがあることが判明し、作業時の粉塵対策が必要になるなど、用水路の管理を行う農業者等が苦慮する状況となった。</p> <p>こうした中、設置から 40 年以上が経過し一様に老朽化が進んだことから漏水が頻発し、抜本的な改修が必要になったため、2017 年度より本事業を実施し、塩化ビニル管等に取り替える工事を行っている。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>老朽化した石綿セメント管を塩化ビニル管等に取り替えることにより、地域の農家が健康被害を受けることなく安心して維持管理ができるようになるとともに、漏水等が抑止され用水の安定供給が可能となることから、地域の農業経営の安定が図られる。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時(2016)	再評価時(2021)	変動要因の分析	
	事業期間	2017～2022	2017～2024	地元調整による延伸	
	事業費(億円)	7.1	8.6		
	経費内訳	工事費	6.4	7.9	労務資材費及び工法変更による増
		用補費	0.2	0.2	
その他		0.5	0.5		
事業内容	用水路工 15.0km	用水路工 15.0km			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>補修時に飛散する石綿粉塵への対策が必要になり、管理を行う農業者等が苦慮する状況の中、施設は設置後 40 年以上が経過し一様に老朽化が進み漏水が頻発したことから、抜本的な改修が必要になっている。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>地区内の未改修区間では、依然として老朽化による漏水等が頻発し、地域ではその対応に苦慮しており、抜本的な改修が必要な状況は継続している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>未改修区間の用水路の老朽化は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>			
	判定	<p><b>B</b></p> <p>A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。  <b>B</b>: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。  C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>	<p>【理由】</p> <p>未改修区間では、依然として老朽化による漏水等が頻発し、地域ではその対応に苦慮しており、抜本的な改修が必要な状況は継続している。</p>		

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計
工種区分	調査・設計	←→								
	用地補償							←→		
	工事		←→						←→	
事業費(億円)	前回計画		4.6			2.5				7.1
	実績		4.5							4.5
	今回計画		4.5				4.1			8.6

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	達成率(%)【②÷③】
延長(km)	10.0	7.6	76%	15.0	51%
事業費(億円)	4.6	4.5	98%	8.6	52%
工事費	4.3	4.3	100%	7.9	54%
用補費	0.1	0.0	0%	0.2	0%
その他	0.2	0.2	100%	0.5	40%

【施工済みの内容】

用水路工 7.6km

2) 未着手又は長期化の理由

事業着手後、試掘により既設管の位置が想定と異なることが判明し、工事の影響範囲が計画より広がることとなった。影響を最小限にするため地元調整を行った結果、年度毎の施工可能な延長が短くなり、事業期間の延伸が必要となった。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

なし

【今後の見込み】

今後、予算確保に努めながら事業の進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。

判定

**B**

- A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
- ⓑ: 次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
  - ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
  - これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
  - ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

事業期間を延長したことにより、ほぼ計画通りの完成が見込まれるため。

III 対応方針

**継続**

中止：上記①～②の評価で一つでもC判定があるもの。  
継続：上記以外のもの。

#### IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

施設の維持管理状況